

# 「緑の募金」表彰規定について

一定額以上のご寄付をいただいた場合、次の贈呈基準に基づき、寄付金の額に応じて農林水産大臣、林野庁長官、(公社)国土緑化推進機構理事長、(公財)かごしまみどりの基金理事長からの感謝状を贈呈させていただきます。

## ＜ 贈呈基準 ＞

区分	農林水産大臣 感謝状	林野庁長官 感謝状	国土緑化機構 理事長感謝状	(公財)かごしま みどりの基金 理事長感謝状
個人	500万円以上	100万円以上 500万円未満	30万円以上 100万円未満	5万円以上 30万円未満
団体	1,000万円以上	200万円以上 1,000万円未満	50万円以上 200万円未満	10万円以上 50万円未満

(注)

1. 同一の個人又は団体から同一年度内に2回以上の寄付があった場合は、その合計金額をもって寄付の額とします。
2. 同一の個人又は団体から2～3年間連続して寄付があった場合には、1～3年目の寄付の合計額をもって表彰の対象とします。
3. 職場募金及び職場の個人と団体等が協同して寄付をした場合（個人が5割以上の場合に限る）には、個人の基準を適用するものとします。
4. 農林水産大臣感謝状については、紺綬褒章を受賞した者はこれを除きます。